

## 武蔵村山市まちづくり条例新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>○武蔵村山市まちづくり条例 平成23年武蔵村山市条例第18号</p> <p>目次 略 第1条から第6条まで 略</p> <p>（地区まちづくり計画） 第7条 略 2から3まで 略 4 略 (1)から(3)まで 略 (4) その内容について、その区域内の地区住民等を対象に説明会を開催するとともに意見聴取を行い、当該地区住民等（地区内に住所を有する者にあつては、<b>18歳以上の者</b>に限る。）の過半数の同意（同意をした者が所有する当該区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の地積と同意をした者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1を超える場合に限る。）を得ていること。</p> <p>（地区まちづくり協議会） 第8条 略 (1)から(3)まで 略 (4) 構成員を計画地区の地区住民等としてその自発的な参加の機会が保障され、かつ、当該地区住民等で<b>18歳以上の者</b>が多数参加していること。 (5)から(7)まで 略 2から4まで 略</p>	<p>○武蔵村山市まちづくり条例 平成23年武蔵村山市条例第18号</p> <p>目次 略 第1条から第6条まで 略</p> <p>（地区まちづくり計画） 第7条 略 2から3まで 略 4 略 (1)から(3)まで 略 (4) その内容について、その区域内の地区住民等を対象に説明会を開催するとともに意見聴取を行い、当該地区住民等（地区内に住所を有する者にあつては、<b>20歳以上の者</b>に限る。）の過半数の同意（同意をした者が所有する当該区域内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の地積と同意をした者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の2分の1を超える場合に限る。）を得ていること。</p> <p>（地区まちづくり協議会） 第8条 略 (1)から(3)まで 略 (4) 構成員を計画地区の地区住民等としてその自発的な参加の機会が保障され、かつ、当該地区住民等で<b>20歳以上の者</b>が多数参加していること。 (5)から(7)まで 略 2から4まで 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>（地区まちづくり準備会）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(2)まで 略</p> <p>(3) 活動の対象とする地区の地区住民等で同一の世帯に属さない <b>1</b></p> <p><b>8 歳以上の者</b>の 3 人以上が構成員となっていること。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>3 から 4 まで 略</p> <p>第 1 0 条から第 3 2 条まで 略</p>	<p>（地区まちづくり準備会）</p> <p>第 9 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(2)まで 略</p> <p>(3) 活動の対象とする地区の地区住民等で同一の世帯に属さない <b>2</b></p> <p><b>0 歳以上の者</b>の 3 人以上が構成員となっていること。</p> <p>(4)から(6)まで 略</p> <p>3 から 4 まで 略</p> <p>第 1 0 条から第 3 2 条まで 略</p>
<p>（地区計画等の案の内容となるべき事項の申出）</p> <p>第 3 3 条 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) その内容について、対象地区内の地区住民等を対象に説明会を開催するとともに意見聴取を行い、当該地区住民等（地区内に住所を有する者にあつては、<b>1 8 歳以上の者</b>に限る。）の過半数の同意かつ対象地区内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の所有権又は借地権を有する者の 3 分の 2 以上の同意（同意をした者が所有する対象地区内の土地の地積と同意をした者が有する借地権の目的となっている対象地区内の土地の地積の合計が、対象地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 2 以上となる場合に限る。）を得ていること。</p> <p>3 略</p> <p>第 9 3 条から第 1 1 4 条まで 略</p>	<p>（地区計画等の案の内容となるべき事項の申出）</p> <p>第 3 3 条 略</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>2 略</p> <p>(1)から(3)まで 略</p> <p>(4) その内容について、対象地区内の地区住民等を対象に説明会を開催するとともに意見聴取を行い、当該地区住民等（地区内に住所を有する者にあつては、<b>2 0 歳以上の者</b>に限る。）の過半数の同意かつ対象地区内の土地（国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているものを除く。以下この号において同じ。）の所有権又は借地権を有する者の 3 分の 2 以上の同意（同意をした者が所有する対象地区内の土地の地積と同意をした者が有する借地権の目的となっている対象地区内の土地の地積の合計が、対象地区内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の 3 分の 2 以上となる場合に限る。）を得ていること。</p> <p>3 略</p> <p>第 9 3 条から第 1 1 4 条まで 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p>別表第 1 から別表第 3 まで 略</p> <p><b>附 則</b> <u>この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>別表第 1 から別表第 3 まで 略</p>